

岩手県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、盛岡市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（道路）
- 2 名称 3・3・32号盛岡駅長田町線、3・4・43号中ノ橋通若園町線、3・4・45号明治橋東北線、3・5・66号梨木町上盛岡駅線、3・5・67号北山名須川町線、3・5・72号内丸神明町線、3・5・84号大沢川原本町通線、3・4・91号梨木町西下台町線、3・5・92号高松厨川線、3・6・94号上盛岡駅北山線、3・6・95号上盛岡駅加賀野線、3・6・97号本町通天神町線